

横浜市立図書館のあり方懇談会傍聴要領

制定 平成 18 年 10 月 2 日

1 傍聴定員

傍聴者の定員は、15 人以内とします。ただし、座長の判断により変更する場合があります。

2 傍聴手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催予定時刻の 30 分前から開催予定時刻までの間に、会場入口前の傍聴受付で傍聴受付簿(様式 1)に氏名及び住所を記入してください。受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

(2) 傍聴を許可された方は、傍聴者証(様式 2)の交付を受けこれを着用し、事務局の指示に従って会議開催時刻までに会場に入場してください。

(3) 次の各号に該当する方の傍聴は認められません。

ア 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場に持ち込むことが適当でないものを所持する方

イ はちまき、たすきその他これに類するものを着用している方

ウ 酒気を帯びている方

エ 座長が、会議の運営に支障があると認める方

3 秩序維持

(1) 傍聴者は、会場の指定された場所に着席してください。

(2) 傍聴者は、次の事項を守ってください。

ア 座長の指示に従うこと

イ 会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと

ウ 写真等の撮影及び審議における発言の録音を行わないこと

エ 携帯電話等の電源を切っておくこと

オ その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと

(3) 傍聴者が上記の事項に違反した場合は、座長の判断により退場していただく場合があります。

資料編

4 その他

この要領に定めがあるもののほか、傍聴者は、座長の指示に従わなければなりません。

資料編

(様式1)

平成 年 月 日

第 回 横浜市立図書館のあり方懇談会
傍聴受付簿

番号	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

資料編

(様式2)

No.

横浜市立図書館のあり方懇談会

傍聴者証